

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による自立支援給付対象サービス等（補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。）を行う者若しくはこれらを使用する者又はこれらの者であった者（以下「自立支援給付対象サービス等実施者等」という。）に対して行う自立支援給付に関する文書の提出等について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、自立支援給付対象サービス等実施者等、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）又は指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（以下「指定自立支援医療機関開設者等」という。）（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、高知市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第13号）、高知市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第14号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）（以下「指定基準」という。）、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）、指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

(指導の形態)

第3条 指導の形態は、集団指導及び実地指導とする。

- 2 集団指導は、障害福祉サービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- 3 実地指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対して、障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

(指導対象の選定)

第4条 指導は、全ての障害福祉サービス事業者等を対象とする。ただし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、一定の計画に基づいて対象の選定を行い、指導を実施するものとする。

(集団指導の対象の選定基準及び実施方法)

第5条 集団指導の対象の選定は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて行うものとする。

2 市長は、集団指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ当該障害福祉サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- (1) 集団指導の日時及び場所
- (2) 出席者
- (3) 指導内容等

3 集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正の内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行うものとし、当該集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等に対しては、当日使用した必要書類を送付する等必要な情報提供に努めるものとする。

(実地指導の対象の選定基準及び実施方法)

第6条 実地指導の対象の選定は、実地指導が必要と認める障害福祉サービス事業者等を対象に行うものとする。

2 市長は、実地指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を文書によりあらかじめ通知するものとする。ただし、指導の対象となる事業所において障害者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したならば当該事業所の日常におけるサービスの提供状況等を確認することができないと認められるときは、指導開始時に通知するものとする。

- (1) 実地指導の根拠規定及び目的
- (2) 実地指導の日時及び場所
- (3) 指導担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

3 実地指導は、指定障害福祉サービス事業者等指導指針（平成26年1月23日障発第0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙主眼事項及び着眼点（以下「別紙主眼事項及び着眼点」という。）に基づき行うものとする。

この場合において、別紙主眼事項及び着眼点中の非常災害対策に係る非常災害には、火災だけでなく水害、土砂災害等の自然災害を含むものとする。

4 実地指導は、実地指導の対象となる障害福祉サービス事業者等又はこれに代わる者の出席を求めるものとし、必要に応じて自立支援給付対象サービス等の担当者、自立支援給付に係る費用の請求の担当者又は関係者の出席を求め、関係書類等に基づき面談方式で行うものとする。

5 市長は、実地指導の結果を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知するとともに、改善が必要と認める事項があるときは、当該事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(実地指導後の措置等)

第7条 市長は、実地指導の結果、当該指導した事項について改善が不十分であるが、再度指導を行うことにより改善が見込まれるときは、当該障害福祉サービス事業者等に対して、再度実地指導を行うものとする。

2 市長は、実地指導の結果、高知市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱（平成24年4月1日制定。以下「監査要綱」という。）第3条に規定する内容に該当すると認めるときは、速やかに監査要綱に基づく監査（以下「監査」という。）を実施するものとする。

3 市長は、実地指導の実施中、次に掲げる状況を確認した場合は、当該指導を中止し、直ちに

監査を実施するものとする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断される場合
- (2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

(自立支援給付に係る費用の請求に関する指導)

第8条 市長は、実地指導の結果、障害福祉サービス事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容又は自立支援給付に係る費用の請求に関する不適切な事実を認めたときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、当該事実に係る自主点検又は当該不適切な事実に係る自立支援給付に係る費用の過誤調整を指示し、その結果を報告させるものとする。

- 2 前項の自主点検は、当該不適切な事実に係るすべての自立支援給付に係る費用の請求に関する書類を対象に行うものとし、別に期間を定める場合を除き、指導月前1年間について行うものとする。

(実地指導拒否への措置)

第9条 市長は、実地指導の対象となる障害福祉サービス事業者等が正当な理由なく当該指導を拒否したときは、監査を実施するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、障害福祉サービス事業者等に対して行う指導に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月2日から施行する。